

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日	備 考
日高川島線	比企郡川島町大字北園部字安藤 五三二番一地先から 同郡同町大字吹塚字向田七三二 番七〇地先まで	平成二十七年七月三十一日	平成二十七年七月三十一日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第四号における 道路区域の供用開始である。 延長三〇四・八〇メー トル。